

非常用発電設備の点検が厳格化!?

消防法の改定により非常用発電設備の点検が厳格化されました。

予防保全・負荷試験のススメ!!

A 毎年メーカーが推奨する部品交換を伴う
予防保全を講じる事で6年に1回の負荷試験
もしくは内部観察を実施する方法

新設及び負荷試験実施後
1年目 予防保全(総合点検)
2年目 予防保全(総合点検)
3年目 予防保全(総合点検)
4年目 予防保全(総合点検)
5年目 予防保全(総合点検)
6年目 総合点検 + (疑似負荷 or 実負荷 or 内部観察)

B 毎年、負荷試験もしくは内部観察を
実施する方法

新設及び負荷試験実施後
1年目 疑似負荷 or 実負荷 or 内部観察
2年目 疑似負荷 or 実負荷 or 内部観察
3年目 疑似負荷 or 実負荷 or 内部観察
4年目 疑似負荷 or 実負荷 or 内部観察
5年目 疑似負荷 or 実負荷 or 内部観察
6年目 疑似負荷 or 実負荷 or 内部観察

上記の方法で消防法を満たすことができます。
弊社は**A**のプランを推奨しております。

● 予防保全とは

メーカーが推奨する耐用年数での部品交換及び点検を行う事を言います。
毎年の負荷試験を実施することで消防法の内容を満たすことができますが、部品の劣化状況が見えずに故障するまで気づかない事があります。しかし、予防保全を実施することで、部品交換及び点検を行いますので劣化した部品や異常を早期発見することができ、故障などを未然に防ぐことができます。

● 負荷試験とは

火災停電時に消防設備を正常に稼働できる能力を有しているかを確認する試験です。
予防保全などでは無負荷にて動作試験を実施していますが、消防法では非常用発電設備容量の30%以上の出力で負荷試験を実施する義務があります。例外として実負荷試験は非常用発電設備容量の30%未満でも消防法の条件を満たすことがあります。

● 負荷試験で得られる効果

無負荷及び30%未満の軽負荷で長時間運転を重ねていくと、排気機関にカーボンが溜まってしまいます。このカーボンが出力低下等に繋がって正常な運転を妨げてしまいます。
負荷試験を実施し、30%以上の負荷をかけることで、カーボンを燃焼排出することが出来ます。
また、負荷をかけることにより実働状態で非常用発電設備の運転性能の確認を行えます。

● 疑似負荷試験と実負荷試験の違い

疑似負荷試験…非常用発電設備近くに負荷試験器を設置し、施設の停電を伴わない負荷試験です。
負荷試験器の選定次第では容量の100%まで負荷をかけることも可能です。
実負荷試験…施設を停電させる必要があり、実際に消防設備の稼働を伴います。
実負荷試験では消防設備の負荷のみの為、容量の30%を満たすことができないのが現状です。

● 内部観察について

負荷試験の実施が難しい設備等で行えるように施行されました。
潤滑油と冷却水は成分分析が必要で、エンジン部品（過給器コンプレッサ翼、タービン翼、排気管など）を分解し内部を内視鏡または目視にて点検することを言います。
内部観察中は非常用発電設備を長期間運用できない事、費用が高額になる事や特定の技術者が必要になる事から実施が困難です。



万が一の事故や災害に備え定期的な点検が必要です。ご不明な点はニシハツへお問い合わせください。
無料相談・点検のシミュレーション・予防保全・負荷試験の無料見積もりをお客様に合ったプランで
ご案内致します。

ニシハツ株式会社 メンテナンス部 TEL:0955-78-1815